

令和4年4月18日

三好市長 様

三好市情報公開審査会
会長 櫻井 彰

存否応答拒否決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和3年11月29日付け三好市秘人第105-2号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

別 紙

答申書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和3年11月29日付け三好市秘人第105-2号の諮問事案

令和3年11月4日付けの公文書公開請求に対し、三好市長（以下「実施機関」という。）が同月9日付け三好市秘人第95号で行った存否応答拒否決定に対する同月18日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書公開請求（以下「本件公開請求」といい、本件公開請求の対象とした文書を「本件請求対象公文書」という。）に対し、その存否の情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等及び口頭意見陳述における主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が請求人に対して行った存否応答拒否決定を取り消し、公文書公開決定を行うよう求める。

(2) 審査請求の理由

ア 実施機関が請求人に対して行った存否応答拒否決定では、本件請求対象公文書の存否を答えるだけで、特定個人の権利利益を害するおそれがあるとあるが、非公開こそが特定個人の権利利益を害するおそれがある。

イ 請求人が行った公文書公開請求は、本件請求対象公文書に係る特定個人の下承を得た上で行ったものである。

3 実施機関の主張

弁明書及び口頭意見陳述における実施機関の主張は、次のとおりである。

本件請求対象公文書は、特定職員に対する懲罰委員会に係る文書であり、存在した場合には、発言者の氏名等を一部非公開としても特定の個人が識別されるおそれがあり、三好市情報公開

条例（平成18年三好市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1号「個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別されるもの」に規定する非公開情報に該当する。このことから、本件請求対象公文書は、「公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」（条例第9条）に該当する。

加えて、本件請求対象公文書は、同条第4号エに規定する「（公にすることにより）人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす」おそれのある非公開情報にも該当する。

尚、令和3年11月4日に行われた本件公開請求は、請求人本人の氏名で行っており、請求人の主張する「本件請求対象公文書に係る個人の下承を得た」については、本件公開請求における形式審査及び本件文書の公開非公開の決定に際し了知しえなかった事情である。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第1号及び同条第4号エ並びに第9条該当性について

ア 条例第7条第1号及び同条第4号エ並びに第9条の規定について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別されるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として定めている。

「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報を意味していると解され、特定の職員に関する懲戒処分等の情報は、実際に行われた処分の内容のほか、処分の要否が検討されたか否かという情報も含め、特定の職員個人に関する事実、評価等に関する情報であることから、個人情報に該当する。

また、同号ただし書において、「ア 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分（公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）」、「エ 法令等の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報であって、公益上公にすることが必要と認められるもの」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても公開しなければならない旨規定している。

次に、同条第4号は、不開示情報として、「実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に

関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業の目的が損なわれると認められるもの又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの」と規定し、おそれとして、「エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」等を定めている。

また、条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」ことと規定している。

イ 条例第7条第1号及び同条第4号エ並びに第9条該当性について

本件公開請求において、請求人は、特定の職員の懲罰委員会議事録の公開を求めている。当該職員の懲罰委員会議事録の存否すなわち本件存否情報を明らかにした場合、当該職員に対する処分の要否が検討されたという事実（以下「本件情報」という。）を明らかにすることとなること、特定の職員に関する処分の要否が検討されたか否かという事実が個人情報に該当することは前記アで見たとおりである。そして、本件情報は、氏名により特定されていることから、「特定の個人が識別されるもの」に該当する。

したがって、本件存否情報を明らかにすることにより明らかとなる本件情報は、条例第7条第1号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、本件情報は、当該職員の人事管理情報であり、職務を遂行する場合の当該活動と直接の関連を有する情報ではないというべきであるから、「職務の遂行に係る情報」ということはできない。したがって、本件情報は同号ただし書ウには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ア、イ及びエのいずれにも該当しないものと認められる。

以上によれば、本件情報は、条例第7条第1号の非公開情報に該当するところ、本件請求対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報である本件情報を公開することになるから、条例第9条により、本件請求対象公文書の存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否することができる

尚、仮に本件請求対象公文書が存在するとした場合に、条例第7条第4号エに該当するかについてみると、本件請求対象公文書が公開されることとなると、発言者の氏名等を一部非公開としても、発言内容からその者が誰であるか推測されるおそれがあり、率直な評価や意見を述べることに支障をきたすおそれがある。

したがって、仮に本件請求対象公文書が存在するとしても、同号エに規定する非公開情報に該当する。

(2) 本件請求対象公文書に係る特定個人の同意があることをもって開示・不開示の判断が左右されるかについて

条例は、請求者を何ら区別することなく、市外在住者を除き、すべての者に対し、行政文書の公開を請求する権利を付与しており、第7条に規定する公開・非公開の基準においても、請求者が本人である場合についての特則を設けず、個人情報の本人開示に不可欠な本人確認の手続も定めていない。

このことから、条例に基づく情報公開制度においては、請求者が誰であるかによって、公開・非公開等の決定内容に差異を設けることはできないのであり、その公開請求に係る行政文書が請求者の個人情報を記録したものであるからとって、他の請求者と異なる決定を行うことはできない。

情報公開の請求者が、その公開請求に係る行政文書に記録される個人情報に特定される本人の同意を得ていた場合も同様である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

審査の経過

年 月 日	処 理 内 容
3. 1 1. 2 9	三好市秘人第105-2号の諮問を受理
4. 1. 1 4 (第1回審査会)	審議
4. 2. 7 (第2回審査会)	審議 審査請求人口頭意見陳述
4. 3. 2 9 (第3回審査会)	審議

三好市情報公開審査会委員名簿

氏名
櫻井 彰 (会長)
馬 淵 文 彦
藤 本 誠 司
黒 濟 久 子
日 浦 之 暢